

長野市地域公共交通計画の策定について

1 長野市地域公共交通計画の策定趣旨等

■「地域公共交通活性化再生法」に基づき、長野市が策定する法定計画

公共交通の将来像「人をつなぎ まちを育て 暮らしを守る公共交通」実現のための方針等を示した「**長野市公共交通ビジョン**」のもと、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成に加え、地域における輸送資源を総動員し、持続可能な公共交通を目指すプランとして策定

※現在策定している「長野市地域公共交通網形成計画」が令和3年度をもって計画期間が終了するための改定
※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域公共交通活性化再生法）の改正（令和2年11月施行）に伴う計画改定

■交通計画の策定経過

長野市公共交通ビジョン (H27年策定)	・計画期間 H27年度～R6年度(10年間) ・公共交通の役割と将来像を示し、その実現に向けた方針を定め施策を体系化
長野市地域公共交通網形成計画 (H29年策定)	・計画期間 H29年度～R3年度(5年間) ・公共交通ビジョンのもと、地域公共交通網の形成に係る施策・事業等を具体的に掲載 ・KURURU利用範囲拡大、コミュニティバス等運行見直し、バスの導入、自転車活用推進計画策定等
↓ 改定	
長野市地域公共交通計画 (R4年策定予定)	・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づくもの

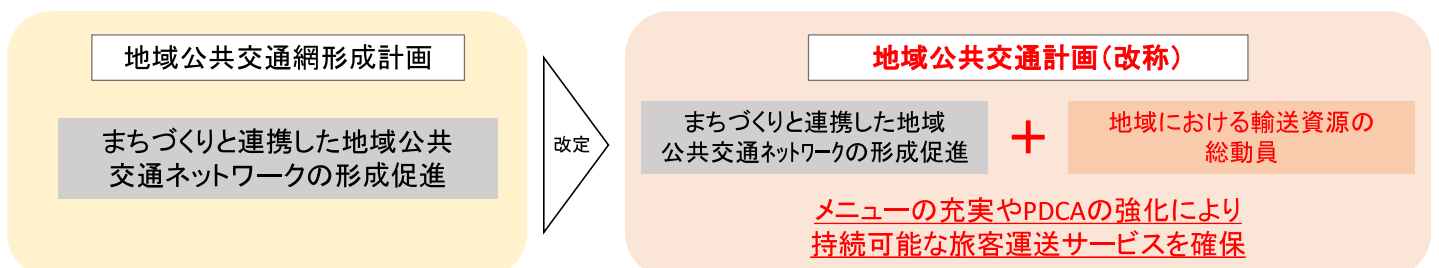
2 地域公共交通計画の策定

■計画策定にあたっての視点

- ✓ 「**地域公共交通活性化再生法**」改正※を受け、その趣旨を踏まえた計画づくりとする。
- ✓ 現計画を総括の上、「公共交通ビジョン」の将来像実現に向けた具体的な施策・事業を検討する。
- ✓ 公共交通事業者等と連携し、地域の公共交通を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応する。

※改正 地域公共交通活性化再生法（令和2年11月施行）のポイント

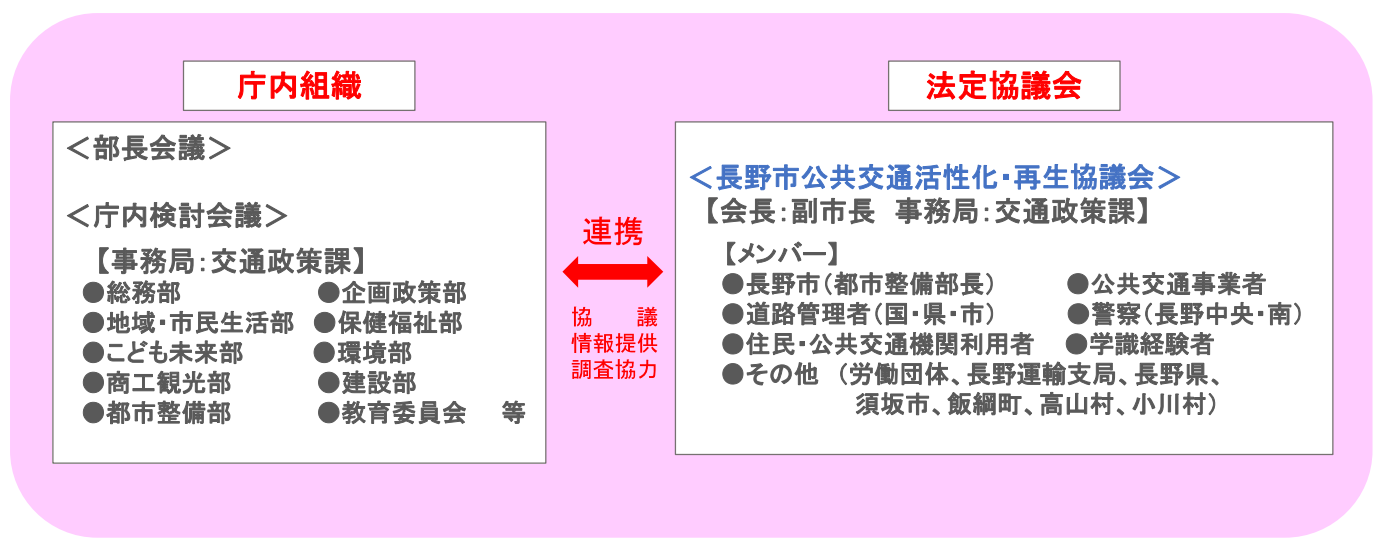
- **計画策定の努力義務化** ⇒ 「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改称。原則として全市町村が策定
- **地域の輸送資源の総動員** ⇒ 地域の多様な輸送資源も計画に位置付け、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応
- **データに基づくPDCA強化** ⇒ 定量的な目標（利用者数、収支等）の設定、毎年度の評価



3 策定体制等

計画主体 ⇒ 長野市

計画策定・実施にあたっての協議体 ⇒ 長野市公共交通活性化・再生協議会 (地域公共交通活性化再生法による)



4 策定スケジュール

項目	令和2年度	令和3年度												令和4年度		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
部長会議			○ 策定体制等協議											○ パブコメ案決定		○ 計画決定
庁内会議 (関係所属等)				検討内容等にあわせ随時開催												
協議会	○ 策定承認		○ 策定方針スケジュール等協議				連携			○ 中間・骨子案協議			○ 計画素案協議			○ 計画了承
				検討内容等にあわせ随時開催(関係者協議)												
議会				委員会等への説明												
市民意見等				必要に応じ、意見交換会等を実施												パブコメ実施